

## IEEJ プロフェッショナル運営委員会 運営要綱

### ( 役 割 )

第1条 IEEJ プロフェッショナル運営委員会は、「会員の知識・経験流通サービス」事業に関する事項全般を担務する。

### ( 審議事項 )

第2条 IEEJ プロフェッショナル運営委員会の主要な審議事項は次の各項とする。

- (1) IEEJ プロフェッショナルの審査
- (2) IEEJ パートナーの審査
- (3) 「会員の知識・経験流通サービス」事業全般に関する事項

### ( 構 成 )

第3条 IEEJ プロフェッショナル運営委員会の構成は次による。

委員 長：副会長（総務企画担当）

副委員長：総務企画理事

委 員：会計理事

研究経営理事

専務理事

事 務 局：総務課

2. 委員長あるいは委員が必要と認めた場合には、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### ( 審査結果の取扱い )

第4条 第2条(1)による IEEJ プロフェッショナルの審査結果は総務会議および理事会に上程し、理事会で認定する。

第5条 第2条(2)による IEEJ パートナーの審査結果は総務会議および理事会に上程し、理事会で認定する。

### ( 付 則 )

1. 平成 17 年 4 月 13 日、総務会議にて承認制定。
2. 本運営要綱は、平成 17 年 4 月 25 日より実施する。